

一般社団法人日本鳥学会定款施行規則

令和6年3月29日制定

代議員総会は、一般社団法人日本鳥学会定款（以下「定款」という。）により代議員総会が定めるものとされている事項につき、この施行規則をもって定める。

第1章 会費

第1条 定款第7条により定める会費は、定款で定める年度（1月1日から12月31日まで）ごとに以下のとおりとする。

- (1) 普通会员 年額 5,000 円
- (2) 維持会員 年額 10,000 円
- (3) 学生会員 年額 3,000 円
- (4) 団体会員 年額 10,000 円

2 前項の改正には理事会の同意を必要とし、会長が会員総会への報告をした翌年度から適用する。

第2章 会員の権利

第2条 会員は次の権利を有するものとし、運用の詳細は、その都度理事会が定める。ただし、団体会員は（1）の権利のみを有する。

- (1) 和文誌および英文誌の配布もしくはオンラインでのアクセス権付与
- (2) 和文誌への投稿
- (3) 大会での発表、その他本会の行う行事への参加
- (4) 本会の公募する賞等への応募
- (5) 会員総会における議決権、代議員選挙における選挙権ならびに被選挙権
- (6) このほか、定款で規定する権利

第3章 代議員

第3条 定款第12条第4項により、この章において、代議員に関する細則を定める。

第4条 代議員の資格は、会員（ただし、団体会員を除く。）とする。ただし、選挙管理委員会が指定する期日までに会費を納入しない会員の権利行使は、制限されることがある。

第5条 代議員の定数は30名とし、5名以上の欠員が生じたときには、補充の代議員の選任に努めなければならない。

第6条 代議員の選出は、電子媒体又は郵送を用いて行う選挙による。

2 前項の選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。何人も、投票の秘密を侵す情

報や電子記録等を要求したり、受け渡したりしてはならない。

第7条 代議員の選挙の運営に当たるため、代議員総会は、会員の中から3名以上を選挙管理委員に委嘱し、選挙管理委員は選挙管理委員会を組織する。

第8条 選挙管理委員会は、選挙年度の会員資格（会費納入状況）を確認して被選挙人名簿を作成する。

2 選挙管理委員会は、被選挙人名簿に登載された会員の中から、代議員のうちで首席となり、かつ、会長の適任者として推薦される者（以下「首席代議員」という。）の候補を受け付ける。

3 首席代議員候補は、会員2名以上により推薦を受けた者、もしくは立候補者のいずれかとする。ただし、推薦者は、被推薦者の内諾を得るものとする。

第9条 選挙管理委員会は、会員に対して以下のものを公示する。

(1) 被選挙人名簿

(2) 首席代議員候補の氏名及び推薦を受けた候補の場合は推薦文と推薦者名、立候補した候補の場合は所信表明文。

第10条 会員は、被選挙人名簿の中から代議員にふさわしいと思う者15名までの氏名を記すとともに、そのうちから首席代議員にふさわしいと思う者を1名選ぶものとする。

第11条 開票作業は、選挙管理委員又は選挙管理委員会が会員の中から委嘱した1名以上の立会人の監視のもとに行う。

第12条 得票が多い者から順に定数までが代議員の当選者とする。

2 最下位同点の場合は若齢の者を当選者とする。

3 当選者には、代議員としての責務を果たし、代議員を引き受けることの確認を行う。辞退者4名までは補充の代議員を選任しない。第5条で定める定数に対して欠員が5名以上にならないよう、次点者以下より順次繰上げ当選として、補充の代議員を選任に努めなければいけない。

4 首席代議員にふさわしい者として、最多票を得た者が首席代議員として選出される。

5 前項の最多得票者が複数名の場合には、若齢の者を首席代議員とする。

6 首席代議員にふさわしい者として最多票を得た者に首席代議員としての責務を果たし、首席代議員を引き受けることの確認を行う。辞退の場合には、次点者以下より順次繰り上げ当選とする。

第13条 次のような投票は無効として各々処理する。

(1) 定数を越えて記入した場合、その投票用紙のすべてが無効。

(2) 所定の電子媒体、あるいは郵送投票で所定の投票用紙を使用しなかった場合、その投票のすべてが無効。

(3) 姓のみを記入した場合、その記入のみが無効。

(4) 被選挙人名簿に掲載されていない氏名を記した場合、その記入のみが無効。

(5) 重複して氏名を記入した場合、重複分のみが無効。

(6) 首席代議員にふさわしい者として 2 名以上が指名されている場合、首席代議員の選出のみが無効。

第 14 条 選挙管理委員会は、選挙結果を公示する。

第 15 条 代議員総会は、首席代議員に選出された者を理事に選出するとともに、会長の適任者として理事会に推薦するものとする。

第 16 条 この規則に定めのない事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

第 4 章 報酬等

第 17 条 定款第 29 条第 3 項により定める役員の職務を行うために要する費用の支払いは、以下のとおりとする。

(1) 旅費として、鉄道賃、航空賃、宿泊費、日当等を、本会旅費規程に準じて支払う

(2) 前号の旅費のほかに、本会謝金・賃金規程により、会員に支払われる謝金の範囲内で、謝金を支払うことができる。

第 5 章 雑則

第 18 条 この規則は、代議員総会で決議することにより、改正することができる。ただし、代議員定数の改正は、会員数の動向を勘案して行わなければならない。

2 この規則を改正する議案は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が提案する。

附則

1. この規則は制定の日から施行する。

2. 第 3 章の規定については、代議員の選出方法等について引き続き検討を行い、令和 7 年に行われる代議員の選挙までに、必要な改正を行うものとする。

附則

この規則（一部改正）は、令和 6 年 9 月 7 日から施行する。